
マイナンバー(社会保障・税番号制度)の 確定拠出年金実施企業への影響について

2015年12月

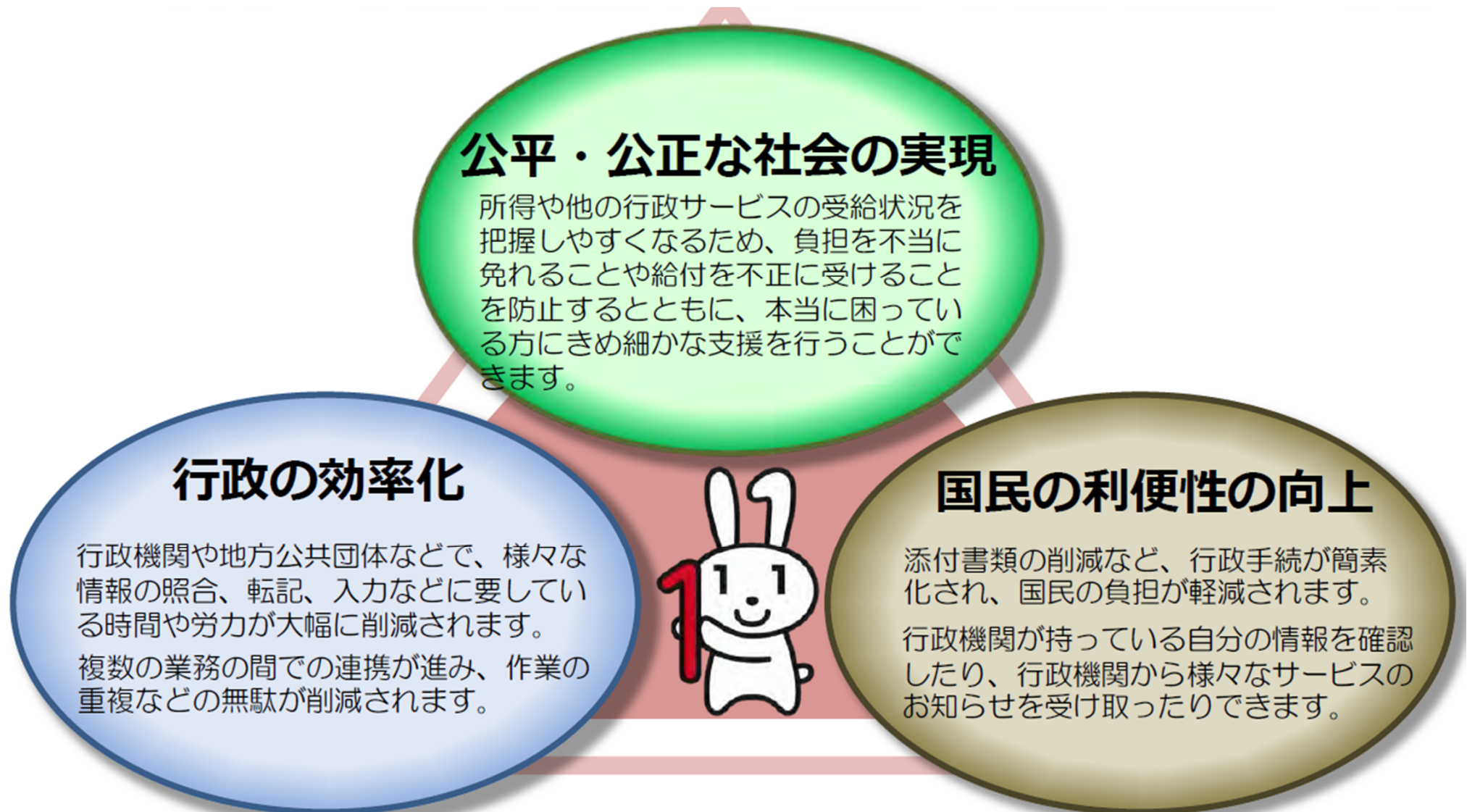
 JP アクチュアリーコンサルティングCo., Ltd.



Member of Multinational Group of
Actuaries and Consultants

1. マイナンバー導入の目的

- 政府の広報資料によると、下図の通り3つの目的があります。



2. マイナンバーの利用範囲

- 政府の広報資料によると、マイナンバーの利用範囲は、下図のとおりですが、確定拠出年金では、「年金分野」と「税分野」で、マイナンバーの利用が予定されています。

社会 保障 分野	年金 分野	⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u> 別表第一(第9条関係) ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働 分野	⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・ 医療・ その他 分野	⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
税分野		⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>
災害対策 分野		⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u> ⇒<u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u>
⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって 地方公共団体が条例で定める事務 に利用。		

3. マイナンバーの取扱事務

マイナンバー(個人番号)の取扱事務は、
自らの業務にマイナンバーを利用する事務である個人番号利用事務と、
個人番号利用事務を実行するうえで、補助的にマイナンバーを扱う事務である個人番号関係事務の2つに分類されます。

■ 個人番号利用事務

- － 前ページに示した、「社会保障分野」「税分野」「災害対策分野」の行政手続きに関する事務
- － 利用者は主に「行政機関」「公的機関」等に限定されます。
 - ・ **確定拠出年金**も、この「等」の中に含まれています。
- － 利用目的は「行政事務の効率化・透明化」「行政サービスの利便性向上」等であり、法律または自治体の条例に定められた事務に限定されます。
 - ・ **確定拠出年金**が行う事務は、当面は**税分野**の事務に限定されます。
- － 民間での利用については、2018年10月を目途に、必要に応じて措置を講ずるものとされています。

■ 個人番号関係事務

- － 個人番号利用事務について、行政機関等が業務に個人番号を利用するに当たり、補助的に個人番号を扱う事務
 - ・ 一般企業が、税務署に提出する書類や、社会保障関係の書類に、個人番号を記入する事務などです。
- － 一般企業が、補助的な事務以外の目的で、個人番号を利用することはできません。

4. 確定拠出年金の個人番号利用事務(税分野)

業務の内容

- 確定拠出年金規約に基づく給付支払いにおいて、税務関連の帳票などに「個人番号」を記載する

具体的な作業内容

個人番号の収集

- 給付の裁定請求時に、マイナンバーを記入してもらう
- 添付資料などで本人確認を行う

個人番号の管理保管

- 個人番号の漏洩、滅失または毀損の防止その他適切な管理のため、安全管理措置が求められる

個人番号の利用＝支払調書等への番号記載

- 2016年1月以降の支払い分より、支払調書等へ個人番号の記載が義務化される

個人番号の廃棄

- 個人番号の利用終了後、速やかに廃棄する

すべての個人番号利用事務を委託

確定拠出年金実施企業

特定金銭信託契約により、すべての個人番号利用事務を委託

資産管理機関

再委託契約

運営管理機関
記録関連運営管理機関

個人番号利用事務等の委託を行う場合、委託先および再委託先について必要かつ適切な監督を行わなければならない。

5. 確定拠出年金の個人番号関係の安全管理措置

講ずべき安全管理措置の内容

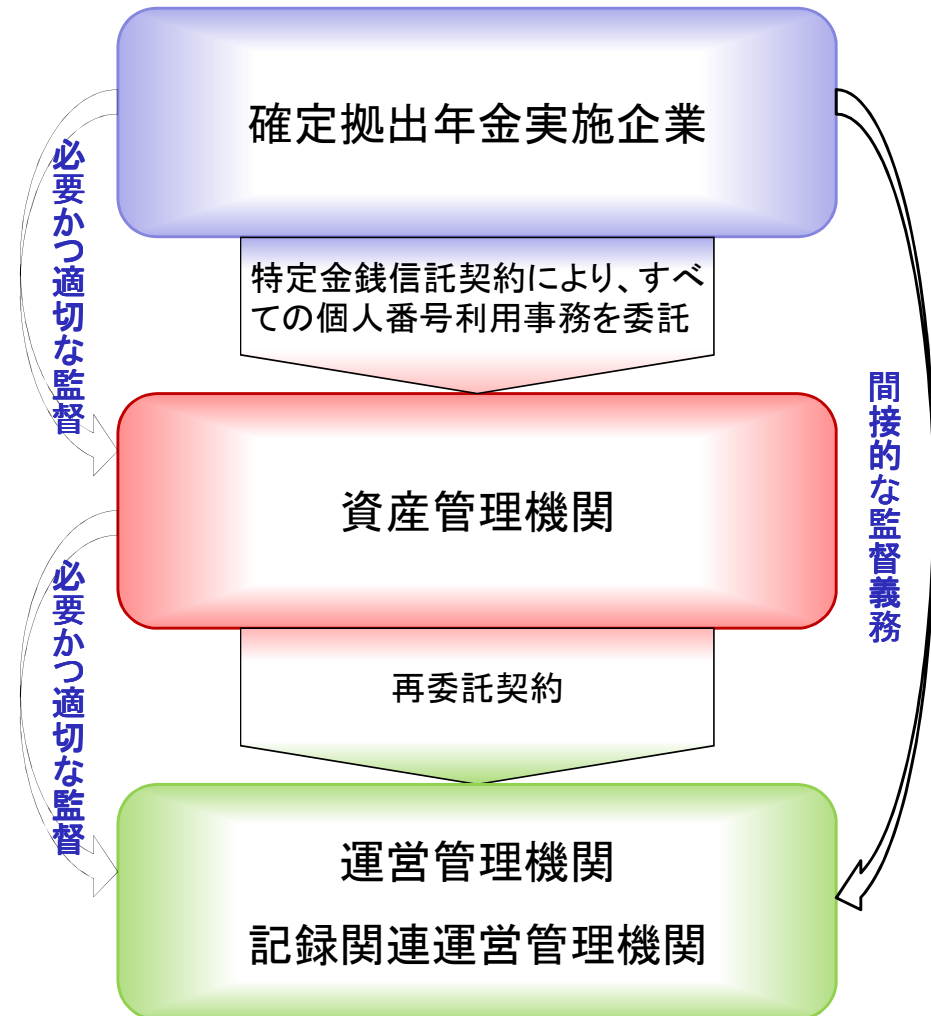
- | | |
|-------------|-------------|
| A 基本方針の策定 | B 取扱規程等の策定 |
| C 組織的安全管理措置 | D 人的安全管理措置 |
| E 物理的安全管理措置 | F 技術的安全管理措置 |

安全管理措置の内容

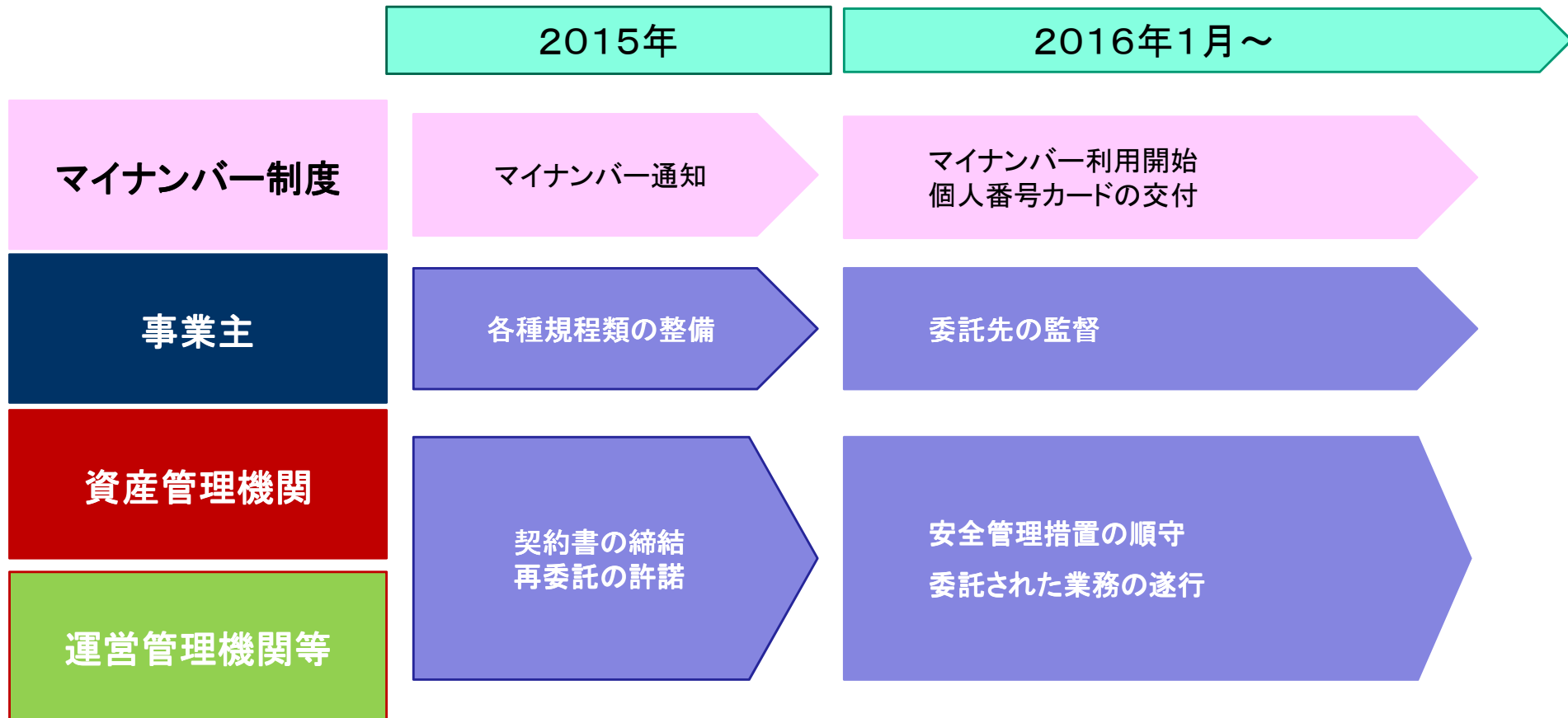
基本方針の策定

取扱規程等の策定

- すべての個人番号利用事務を委託するため、実質的な内容は、委託先の監督、再委託先の間接的な監督です。
- 委託先との契約により、必要な安全管理措置が取られていることを確認する必要があります。
- 定期的に、委託先において、必要な安全管理措置が取られていることを確認する必要があります。



6. マイナンバーにかかる今後の対応



- ✓ 既存受給者、新規受給者に係るマイナンバーは、運営管理機関または記録関連運営管理機関が、受給者本人から直接収集することが想定されます。
- ✓ マイナンバーの収集は、事業主が資産管理機関に委託し、資産管理機関は、運営管理機関等に再委託します。

7. マイナンバーにかかる弊社のサポート

マイナンバーに関して、確定拠出年金を実施している企業様に対して、以下のようなサポートをいたします。

- マイナンバーに係る諸規程のうち、確定拠出年金に関わる規程類の整備
- 個人番号利用業務の委託契約内容の確認
- 再委託受諾に関する確認
- 委託先、再委託先の継続的な管理